



みくには
ハートに愛

みく に 便 り

相変わらず暑い日が続きますが、朝夕の空気は秋の気配を感じるようになりました。

今回のテーマである求人票は会社の第一印象になることも多いので、充分ご留意下さい。

2018年9月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



ハローワークにおける求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に係る申出状況

厚生労働省は、平成29年度のハローワークにおける求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に係る申出等の件数を取りまとめました。

◆申出件数・申出内容・申出要因

平成29年度の申出等の件数は8,507件（全国計。対前年度比8.5%減）で、申出等の内容では、「賃金に関する事」が27%と最も多く、次いで「就業時間に関する事」21%、「職種・仕事の内容に関する事」15%、「選考方法・応募書類に関する事」11%、「休日に関する事」10%、「雇用形態に関する事」8%、「社会保険・労働保険に関する事」6%と続いています。

申出要因としては、「求人票の内容が実際と異なる」(3,362件)が最も多く、次いで「求人者の説明不足」(2,070件)、「言い分が異なる等により要因を特定できないもの」(778件)、「求職者の誤解」(480件)、「ハローワークの説明不足」(111件)と続いています。

◆「求人票の内容が実際と異なる」ものの対応

上記「求人票の内容が実際と異なる」ものの対応として、「職業紹介の一時保留」(8%)、「求人取消し(安定所取消し)」(4%)、「求人取消し(事業所取消し)」(8%)、「求人票の内容を変更」(23%)、「求人票に合わせ労働条

件等を変更」(6%)、「その他」(求人票が無効等)(52%)となっています。

ハローワークでは、こうした求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に関する相談を最寄りのハローワークのほか、電話（「ハローワーク求人ホットライン（求職者・就業者専用）」）で受け付けています。相談を受けると、求人票を受理したハローワークと連携して、迅速に事実確認を行うほか、法違反のおそれなどがある場合には、当該求人の職業紹介の一時保留や求人取消しを実施しています。

会社が労働者の募集を行う際には、労働条件の明示が必要なタイミングや最低限明示しなければならない労働条件、労働条件明示に当たって遵守すべき事項、変更明示の方法等が職業安定法に定められていますので、留意してください。

9月の税務と労務の手続

提出期限

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

10月1日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

年金の繰下げ受給

Q.年金定期便が送られてきました。私は63歳から年金の受給ができる様ですが、63歳以降も仕事を続ける予定です。年金の受給開始を遅らせて、年金額を増やす方法があると聞いたことがあります。どの様な制度なのでしょう。

A.ご質問の様に、年金の受給時期を遅らせて増額した年金を受給することを「繰下げ受給」といいます。繰下げ受給ができるのは、65歳から受取ることができる老齢基礎年金と老齢厚生年金になります。あなたは63歳から65歳まで、特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができるようですが、この65歳までに受給する特別支給の老齢厚生年金は、繰下げ受給をすることはできません。

繰下げ受給は65歳から1年以上の待機が必要で、66歳から70歳までの間に1か月単位で申し出をすることができます。増額率は1か月ごとに0.7%なので、66歳の8.4%から最大70歳になると42%にまでなります。一度繰下げ受給の申し出をした場合は、その増額率での年金額を一生受取ることになります。また、繰下げ受給は老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に、またはそれぞれ別々にすることもできます。

年金の繰下げ受給は増額率が大変魅力的ですが、注意点もいくつかあります。まず、繰下げ受給は66歳から可能なので、66歳になるまでに遺族年金などの他の年金の受給権がある場合は、繰下げ受給はできません。それから、繰下げ受給をするために年金の受給を待機している間の、66歳から70歳までの間に他の年金が発生した場合は、その時点での増額率の繰下げ受給にするか、または65歳からの年金を増額なしに遡ってまとめて受給するかのどちらかになります。また、年金に上乗せされる加給年金と振替加算がある場合には、繰下げ待機中は受け取れず、繰下げによる増額の適用もありません。なお、65歳以降も厚生年金に加入しながら働く場合、年金に停止額がある場合があります。その場合、年金の停止相当額は増額の対象外になります。

最後に年金を受給総額で考えたいと思います。繰下げ受給した場合と、65歳から本来の額で年金を受給した場合、受給した総累計額が逆転するのは、繰下げ受給をしてから11年11カ月後になります。つまり、70歳で繰下げ受給をした場合と繰下げ受給をせずに65歳から増額のない本来の年金額で受給した場合では、繰下げ受給した総累計額の方が多くなるのは81歳11カ月という事になります。加給年金や振替加算が受給できる方は逆転する年齢がさらに遅くなります。

何歳まで年金を受給できるかはその時になってみないとわからないですが、65歳からのライフプランを考えて、受給する年金の受け取り方を選択してみてもよいかもしれません。